



2025年12月15日

各 位

会社名 株式会社フォーラムエンジニアリング
(コード番号: 7088、東証プライム市場)
代表者名 代表取締役兼
社長執行役員 佐藤 勉
問合せ先 広報・IR 部 千葉 宣行
上席執行役員
(電話: 03-3560-5505)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第124条第1項の規定に基づき、2026年2月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年12月31日（水曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 : 2025年12月31日（水曜日）
- (2) 公告日 : 2025年12月16日（火曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.forumeng.co.jp/publicnotice/>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2025年11月10日付で公表した「KJ003株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」及び「自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」に記載のとおり、KJ003株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、本新株予約権（注1）の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、当社株式を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）を行う方針とのことです。本取引は、①公開買付者による当社株式及び本新株予約権（以下、当社株式及び本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）、②当社の主要株主かつ筆頭株主である株式会社ラテールホールディングスを含む当社の株主の皆様が所有する当社株式の取得を目的とした、当社による自己株式の公開買付け（以下「本自社株公開買付け」とい）、本公開買付けと本自社株公開買付けを総称して「本両公開買付け」といいます。）を実施するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした（i）当社によるA種種類株式（注2）の新設に係る定款変更（以下「本定款変更」といいます。）、（ii）公開買付者を

引受人とする当該A種種類株式の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）（注3）、公開買付者による当社への貸付け又は当社による公開買付者に対する社債の発行（注4）並びに（iii）会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資」といいます。）（注5）、③本自社株公開買付け、並びに④本両公開買付けが成立したものの、公開買付者が当社株券等の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できていない場合に、会社法第180条に基づき、本自社株公開買付けの成立を条件として実施する当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を通じた、当社の株主（当社を除きます。）を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）により構成されることです。なお、本両公開買付けの成立後、公開買付者は、以下の方法により本スクイーズアウト手続を行うことを企図しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと、本定款変更、本第三者割当増資及び本減資を付議議案に含む本臨時株主総会を本公開買付けの決済の完了後、本自社株公開買付けの開始日までの間に開催することを当社に要請する予定とのことです。

当社は、上記の場合には当該要請が当社に対してなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しなかった場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2017年3月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（行使期間は2019年3月24日から2027年3月22日まで）
- ② 2018年6月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（行使期間は2020年6月28日から2028年6月26日まで）
- ③ 2019年6月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（行使期間は2021年6月27日から2029年6月25日まで）

（注2）公開買付者が取得することを予定している当社が発行するA種種類株式は、無議決権株式であり、株式又は金銭を対価とする取得条項（当社がA種種類株主から株式又は金銭を対価としてA種種類株式を取得できる権利）、及び株式又は金銭を対価とする取得請求権（A種種類株主が当社に対して株式又は金銭を対価としてA種種類株式を取得することを請求する権利）はいずれも定められない予定とのことです。また、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては、普通株式と同順位となる予定とのことです。

（注3）公開買付者が引き受けるA種種類株式に議決権がない理由は、当社株式の議決権の希薄化を发生させないことを意図したものとのことです。

（注4）公開買付者は貸金業法（昭和58年法律第32号。その後の改正を含みます。）に基づく貸金業者ではないため、公開買付者による当社への貸付けを行うことが法令上認められない場合には、当社による公開買付者に対する社債の発行を行うことを想定しているとのことです。

（注5）本減資においては、当社の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定とのことです。

以上